

B型・C型肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ

初回精密検査・定期検査 費用助成のご案内

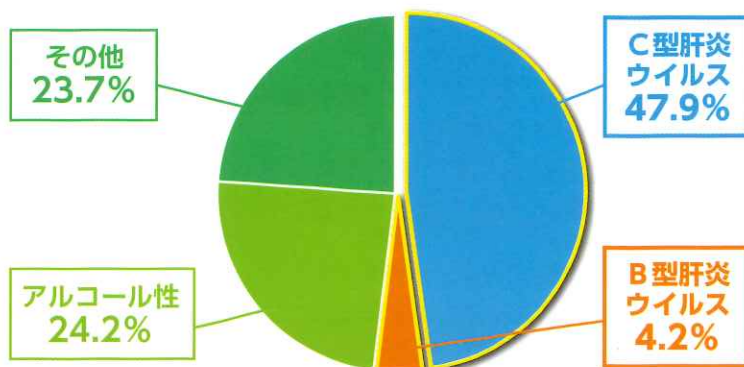


肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ、肝炎ウイルスに感染していても、熱や痛みなどの症状はほとんどありません。そのまま放っておくと、肝硬変、さらに肝がんへと進行する可能性があります。

秋田県では県が定める協力医療機関にて実施した初回精密検査・定期検査の費用に対して助成しています。

秋田県における肝がんの成因の半数以上がB型、C型肝炎ウイルスであったとの報告があります。

秋田県における肝がんの成因



(後藤 隆, 佐藤 巨, 大嶋 重敏, 千葉 充, 小松 真史, 中根 邦夫, 八木澤 仁, 船岡 正人, 星野 孝男, 倉光 智之, 渡辺 大亮, 飯島 克則, 秋田県における肝硬変・肝がんの成因別実態, 秋田県医師会雑誌 (2019) 69:74-79)

初回精密検査費用への助成

次のB型・C型肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、県が指定する協力医療機関で初めて受けた精密検査に対し助成します。



保健所や委託医療機関での無料肝炎ウイルス検査



市町村や職場の検診にて実施される肝炎ウイルス検査

妊婦健診で行った肝炎ウイルス検査



手術前に行った肝炎ウイルス検査

定期検査費用への助成

肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎又は肝硬変、肝がんの患者が定期的に受けた検査（治療後の経過観察を含む）に対し助成します。

検査を受けて、ご自身の状態を確認し必要な治療に結びつけましょう。

初回精密検査の費用助成に係る手続きについて

助成対象者

秋田県内に住所を有する方で、次の全ての要件に該当する方

- ① 医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者又は被扶養者
- ② 次のいずれかの肝炎ウイルス検査にて陽性と判定された方
 - ・ 保健所において実施した無料肝炎ウイルス検査
 - ・ 県又は秋田市が委託した医療機関において実施した無料肝炎ウイルス検査
 - ・ 市町村が実施する肝炎ウイルス検査（健康増進事業）
 - ・ 職域（職場）で実施する肝炎ウイルス検査
 - ・ 妊婦健診で行う肝炎ウイルス検査
 - ・ 手術前に行う肝炎ウイルス検査
- ③ 県又は市町村のフォローアップ（電話等で定期的に状況確認の連絡を行うこと）に同意した方
- ④ 県の協力医療機関において、初回精密検査を受けた方
- ⑤ 肝炎ウイルス検査・検診で陽性と判定された日から原則1年以内に申請した方

助成回数

1 回限り

助成対象となる検査項目

- 初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料、検査料（血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査のうち、秋田県が認めた検査にかかる費用）

- ※すべての検査が助成対象となるわけではありません。
- ※課税証明書の発行にかかる費用は助成対象外となります。
- ※血液検査と超音波検査が別の日に実施された場合など、複数日にわたり検査が実施された場合、一連の検査として助成対象となる場合があります。

助成額

助成対象となる検査費の自己負担分
（助成対象額の全額）

助成に必要なもの

- ☐ 請求書（様式3）
 - ・ 請求窓口にて配布しています。
 - ・ 記入には、振込先となる請求者本人の口座情報が必要になります。
- ☐ 医療機関の領収書（レシート不可）
- ☐ 診療明細書
- ☐ 肝炎ウイルス検査の結果通知書
 - （※初回精密検査の結果ではありません。）
 - ・ 妊婦健診にて陽性と判定された方は母子健康手帳（妊婦の氏名、肝炎ウイルス検査の検査日及び検査結果のページ）の写しを結果通知書に代えて提出することができます。
- ☐ フォローアップ同意書（様式1）
- ☐ 健康保険証の写し
- ☐ （職域（職場）の肝炎ウイルス検査にて陽性になった方のみ）
職域検査受検証明書（様式3-①）
 - ※検診実施機関から交付されている場合のみ提出してください。
 - ※証明書が交付されていない場合、請求書の医療機関への照会欄への同意が必要になります。
- ☐ （手術前に行う肝炎ウイルス検査にて陽性になった方のみ）
肝炎ウイルス検査後に受けた手術の手術料が記載された診療明細書



定期検査の費用助成に係る手続きについて

助成対象者

秋田県内に住所を有する方で、次の全ての要件に該当する方

- ①医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者
- ②肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん(治療後の経過観察を含む)と診断された方
(無症候性キャリアの方は助成対象外となります。)
- ③住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- ④肝炎治療医療費助成(肝炎治療特別促進事業)の受給中でない方
- ⑤県又は市町村のフォローアップ(電話等で定期的に状況確認の連絡を行うこと)に同意した方
- ⑥県の協力医療機関において、定期検査を受けた方
- ⑦検査を受診した年度末(3月31日)までに申請した方

助成回数

1年度2回まで(初回精密検査を受けた場合は1回)

助成対象となる検査項目

■初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料、検査料(血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査のうち、秋田県が認めた検査にかかる費用)

※すべての検査が助成対象となるわけではありません。

※診断書や課税証明書等の発行にかかる費用は助成対象外となります。

※肝硬変・肝がんの診断を受けている方のみ、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を助成対象とすることができます。

※血液検査と超音波検査が別の日に実施された場合など、複数日にわたり検査が実施された場合、一連の検査として助成対象となる場合があります。

助成額

- (1) 住民税非課税世帯に属する方
助成対象となる検査費の自己負担分(助成対象額の全額)
- (2) 市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
 - ①慢性肝炎の方
1回につき助成対象額から2,000円差し引いた額
 - ②肝硬変・肝がんの方
1回につき助成対象額から3,000円差し引いた額

助成に必要なもの

- ☐ 請求書(様式3)
 - ・請求窓口にて配布しています。
 - ・記入には、振込先となる請求者本人の口座情報が必要になります。

- ☐ 医療機関の領収書
(レシート不可)

- ☐ 診療明細書

- ☐ 診断書(様式4)
次のいずれかに該当する場合、診断書の提出を省略できます。(ただし、病態に変化が無い場合に限る。)

- ①1年以内に肝炎治療医療費助成(肝炎治療特別促進事業)の申請をしている場合
- ②1年以内に肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合
- ③過去に定期検査費用の助成を受けたことがある場合

- ☐ フォローアップ同意書(様式1)
(初回申請時のみ)

- ☐ 健康保険証の写し◆

- ☐ 世帯全員が記載されている住民票写し(住民票謄本)◆

- ☐ 世帯全員の市町村民税課税証明書◆

- ☐ 市町村民税額合算対象除外希望申請書(該当者のみ)◆

※市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の世帯に属する方でも対象者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上扶養関係にない方を市町村民税額の合算対象からの除外を希望することにより、助成を受けることができる場合があります。
詳しくは請求窓口にお問い合わせください。

※◆マークの書類は同一年度2回目の助成であり、かつ1回目の申請と内容の変更が無い場合、書類の提出を省略できます。



フォローアップって何？

肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方が確実に医療に繋がるよう、市町村や県から定期的に電話や郵便で受診状況を確認することです。初回精密検査・定期検査の費用助成を受けるためには、フォローアップの実施について同意する必要があります。

助成の流れ

(1) 協力医療機関を受診し、窓口で請求された費用を支払います。

※「領収書」「診療明細書」（定期検査の場合は他に「診断書」）は申請に必要なため、必ず保管してください。
※協力医療機関は秋田県ホームページ（下記参照）に掲載しております。

(2) 次の請求窓口（県保健所又は県庁保健・疾病対策課）に申請してください。

(3) 県による審査のうえ、認められた額を助成します。

※金融機関振込まで2か月程度かかります。

請求窓口・問い合わせ先

機関名	電話番号	対応する地域
大館保健所	0186-52-3952	大館市・鹿角市・鹿角郡
北秋田保健所	0186-62-1166	北秋田市・北秋田郡
能代保健所	0185-52-4333	能代市・山本郡
秋田中央保健所	018-855-5170	男鹿市・潟上市・南秋田郡
由利本荘保健所	0184-22-4122	由利本荘市・にかほ市
大仙保健所	0187-63-3404	大仙市・仙北市・仙北郡
横手保健所	0182-32-4006	横手市
湯沢保健所	0183-73-6155	湯沢市・雄勝郡
県庁保健・疾病対策課	018-860-1424	秋田市

本助成制度や助成に係る様式については
秋田県ホームページにて御案内しております。

●初回精密検査・定期検査への助成について
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/44699>



●初回精密検査・定期検査の協力医療機関について
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5275>

